

大分市創業支援等事業計画のご案内

2020年4月発行
大分市 商工労働観光部 創業経営支援課

1. 大分市創業支援等事業計画（経済産業省・総務省認定）について

大分市では、地域の創業を促進するため、国の法律（産業競争力強化法）に基づき、「大分市創業支援等事業計画」を策定し、国による認定を受けています。本計画に基づき、創業支援等事業者（創業・中小企業支援機関、金融機関等）と連携して、創業相談窓口の設置や創業セミナー等の支援事業を実施しています。

2. 支援対象者

創業者（創業希望者、創業後5年未満の者）

3. 特定創業支援等事業について

本計画内の支援事業の内、市と創業支援等事業者が連携して創業者に対して行う「**経営**」、「**財務**」、「**人材育成**」、「**販路開拓**」の4つの知識が身につく継続的な相談、セミナー等については**特定創業支援等事業**と位置付けられており、特定創業支援等事業を受け、本市が発行する「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」の交付を受けた創業者には、国の優遇措置があります。

創業支援等事業者	特定創業支援等事業	お問合せ先
大分市産業活性化プラザ	継続創業相談事業	TEL：097-576-8879（代表）
	インキュベーション事業 【創業支援ルーム】	
公益財団法人 大分県産業創造機構	インキュベーション事業 【おおいたスタートアップセンター】	【おおいたスタートアップセンター】 TEL：097-534-2755 【大分県よろず支援拠点】 TEL：097-537-2837
	創業相談事業 ※相談窓口：【おおいたスタートアップセンター】、【大分県よろず支援拠点】	
大分商工会議所	創業セミナー	【中小企業専門指導部 専門指導課】 TEL：097-536-3131（代表）
大分県中小企業団体中央会	専門家派遣事業	【総務部 ひと・ものづくり推進課】 TEL：097-536-6331（代表）
大分県（経営創造・金融課）	創業準備ロングランセミナー ※実施：【おおいたスタートアップセンター】	TEL:097-506-3232（代表）
豊和銀行	創業相談事業	【お客様支援部 ソリューション支援室】 TEL:097-534-2613（直通）
大分信用金庫	創業相談事業	【事業先サポート室】 TEL:097-543-8125（直通）
大分みらい信用金庫	創業相談事業	【企業サポート部】 TEL:0977-26-7535（直通）
大分県信用組合	創業相談事業	【中小企業支援センター】 TEL:097-573-7297（直通）
大分銀行	創業相談事業	【法人営業支援部 法人業務グループ】 TEL:097-538-7550（直通）

4. 国の優遇措置 について

- ①大分市内で会社^{※1}を設立する場合の登録免許税が軽減^{※2}
 ※1：株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。
 ※2：【株式会社、合同会社の場合】 登録免許税は通常、資本金の0.7%→0.35%
 株式会社の最低税額 15万円の場合→7.5万円（半額）、
 合同会社の最低税額 6万円の場合→3万円（半額）
 【合名会社、合資会社の場合】 登録免許税は通常、1件につき6万円→3万円（半額）
- ②創業関連保証の特例
 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能に（通常、個人の場合1か月前、法人2か月前から）
- ③日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件の緩和
 自己資金要件（「創業資金総額の10分の1以上の自己資金」）を充足したものととして本制度の利用が可能になります。
- ④日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸与利率の引き下げ
 本資金の貸与利率の引き下げの対象となり、通常よりも低い貸与利率で同資金の利用が可能になります。

5. その他の連携機関等

日本政策金融公庫大分支店、大分県立図書館、野津原町商工会、大分県スタートアップ支援機関連絡会議、公益社団法人全日本不動産協会大分県本部、一般社団法人大分県発明協会、産業活性化プラザ運営協議会

6. 証明書発行窓口

大分市 商工労働観光部 創業経営支援課（大分市役所 本庁舎9階）

※各種様式は大分市ホームページからダウンロードできます。
 ホーム>仕事・産業>企業支援・企業誘致>企業支援>「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」の発行手続きについてお知らせします

7. 証明発行に関するお問い合わせ

大分市 商工労働観光部 創業経営支援課 創業・経営担当班
 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 TEL：097-585-6029

【大分市創業支援等事業計画の概要図】

